

函館市立高等学校および幼稚園教育職員への暫定再任用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）、函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）および函館市職員の定年等に関する規則（令和4年函館市規則第48号）に定めるもののほか、定年退職者等の函館市立高等学校および幼稚園教育職員への暫定再任用の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(暫定再任用制度の目的)

第2条 暫定再任用制度の実施に当たっては、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるよう定められた趣旨に留意するものとする。

(役割)

第3条 暫定再任用職員は、長年培った能力・経験を活用して、当該暫定再任用された職の職務を果たすとともに、若手職員に対する指導的役割を果たすものとする。

(制度の適用)

第4条 職員間の均衡を考慮して、年度当初から老齢厚生年金の満額支給を受けることができる場合には、原則として暫定再任用（更新を含む。）を行わない。

(定年退職者に準ずる者の勤続期間)

第5条 令和4年改正条例附則第3条第1項および第2項の勤続期間は、常勤の職員として継続して在職した期間とし、その計算は月を単位として行うものとする。ただし、次に掲げる期間がある場合には、これを当該勤続期間に加算するものとする。

- (1) 函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号。以下「勤

務条件条例」という。)第6条において準用する北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)第2条第2項の規定により、勤続期間として計算される職員以外の期間が職員としての在職期間と継続している場合における当該職員以外の期間

(2) 勤務条件条例第7条第1号の規定により、教育職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間

(3) 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第18条第1項の規定により、職員として引き続いた在職期間とみなされる期間

(任期)

第6条 任期(更新された任期を含む。)は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とする。

(任用方法)

第7条 任用の実施方法等は、別に定める。

(勤務形態)

第8条 常時勤務(令和4年改正条例附則第3条または第4条の規定に基づき常時勤務を要する職に採用する職員の勤務形態をいう。)と短時間勤務(令和4年改正条例附則第5条または第6条の規定に基づき短時間勤務を要する職に採用する職員の勤務形態をいう。)のいずれかの勤務形態で任用するかについては、短時間勤務職員の活用等による適切な業務運営といった視点や職員の適性等を総合的に勘案して決定する。

(短時間勤務職員の勤務時間)

第9条 短時間勤務職員の勤務時間は、適切な業務対応を確保するとともに新規採用等とバランスのとれた制度運用を図る観点から、次のとおりとする。

勤務形態	勤務時間
短時間(2分の1)勤務	勤務条件条例第3条において準用する北海道学校職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成

	10年北海道条例第21号。以下「北海道勤務時間等条例」という。)第3条第1項に定める勤務時間の2分の1に相当する時間を基本とする。
短時間(5分の3)勤務	勤務条件条例第3条において準用する北海道勤務時間等条例第3条第1項に定める勤務時間の5分の3に相当する時間を基本とする。
短時間(4分の3)勤務	勤務条件条例第3条において準用する北海道勤務時間等条例第3条第1項に定める勤務時間の4分の3に相当する時間を基本とする。

(配置)

第10条 暫定再任用職員の配置は、対象者の知識、経験、適性ならびに定数管理の状況等を総合的に勘案して決定する。

(暫定再任用職員の職務および職務の級)

第11条 暫定再任用職員の職務および職務の級は、次のとおりとする。
函館市立高等学校

給料表	職務	職務の級
北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)別表第2ア	校長の職務	4級
	教頭の職務	3級
	教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	2級
	実習助手の職務	1級

備考 この表により難しい場合は、別に定める。

函館市立幼稚園

給料表	職務	職務の級
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)別表第1	園長の職務	4級
	教頭の職務	3級
	教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	2級

備考 この表により難しい場合は、別に定める。

(定数管理)

第12条 暫定再任用職員は、定数管理の対象とすることとし、短時間勤

務職員については、その導入により軽減された常勤職員の業務量に見合う分を定数相当分とみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。